



平成 25 年度春の総合健診（特定健診・各種がん検診）のお知らせ



平成 25 年度に実施される健診の日程です。健（検）診は身体の状態をチェックできるよい機会です。

対象者の人は、健（検）診項目・日程を確認し、ぜひ受けてください。

集団健（検）診の日程は、4 月から 11 月です。5 月 15 日と 10 月 16 日は託児がありますので、ご利用ください。

■集団健（検）診日程

	と き	場 所	対象地区	受付時間など
春 の 健 診	4 月 22 日(月)	総合福祉センター 	新北・八尋 長谷・室木 新延・永谷 中山	午前 8 時 30 分から 10 時 30 分まで ※結果説明会は 後日行います
	4 月 23 日(火)			
	4 月 24 日(水)			
	5 月 15 日(水)			
	5 月 16 日(木)			
	5 月 17 日(金)	中央公民館	古門・弥生 猪倉・中山 小牧・木月 上木月	
	6 月 4 日(火)			
	6 月 5 日(水)			
	6 月 6 日(木)			
	6 月 7 日(金)	総合福祉センター	町内全地区	
7 月 21 日(日)				
7 月 22 日(月)				
7 月 23 日(火)				
秋 の 健 診	10 月 16 日(水)	総合福祉センター 	町内全地区	午前 8 時 30 分から 10 時 30 分まで ※結果説明会は 後日行います
	10 月 17 日(木)			
	10 月 18 日(金)			
	11 月 17 日(日)			
	11 月 18 日(月)			
	11 月 19 日(火)			

■健（検）診内容・料金

健（検）診名		料金	対象者
特定健診		500 円	40 歳以上 74 歳以下の鞍手町国民健康保険加入者
基本健診		500 円	18 歳以上 39 歳以下の人または生活保護受給者
肝炎ウイルス検診		300 円	18 歳以上
肺がん検診	X 線	100 円	
	X 線・喀痰	400 円	
胃がん検診		500 円	
大腸がん検診		300 円	
子宮がん検診		400 円	
乳がん検診	視触診のみ	200 円	40 歳以上(2 年に 1 回)
	視触診とマンモグラフィ	600 円	
前立腺がん検診		200 円	50 歳以上
結核検診		無 料	65 歳以上

※生活保護受給者の人は健診当日、「診療依頼書」を忘れずにお持ちください。健（検）診料金が無料になります。

※乳がん検診（マンモグラフィ）を希望の人は隔年（2 年に 1 回）で視触診との併用受診になります。

※がん検診推進事業などのクーポン券対象者となる人は、無料で子宮がん・乳がん・大腸がん・肝炎ウイルスの検診が受診できます。

申込方法

春の健診の申し込みは、健診日の 1 か月前までに申し込みください。定員になり次第締め切りますので、早めの申し込みをお願いします。

- 申し込み方法** 特定健診対象者の人と昨年、がん検診を受けた人には 2 月下旬に申込書を郵送していますので、申込書に記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。申込書が届いていない人はご連絡をお願いします
- その他** 65 歳以上の人は基本チェックリストで「特定高齢者に該当する人」のみ追加で『介護予防健診（無料）』を受けていただきます
- 申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

乳がん検診

乳がん検診は、総合健診のほか町立病院でも受診することができます。

- 対象者** 40 歳以上の人
- 申し込み方法** 電話で直接申し込み（町のホームページでも予約をすることができます）
- 問い合わせ** 町立病院 ☎ 4 2 局 1 2 3 1 番まで



乳幼児健診・相談

3月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- とき 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 内容 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



健診内容	と き	対象児
4か月健診	3月14日（木）	平成24年10月18日から 平成24年11月19日生まれ
7か月健診	3月21日（木）	平成24年 8月 3日から 平成24年 8月23日生まれ
12か月健診		平成24年 3月 1日から 平成24年 3月31日生まれ
1歳半健診	3月 7日（木）	平成23年 8月 8日から 平成23年 9月 7日生まれ
3歳児健診		平成22年 2月 8日から 平成22年 3月 7日生まれ
乳幼児相談 （身体測定・育児・栄養相談）	3月27日（水）	平成25年 1月19日から 平成25年 2月25日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。（申込不要）

風しんが大流行、感染者の8割が男性！！



インフルエンザが大流行している一方で、関東方面で風しんの患者が増えています。

平成24年は、2,500人弱と過去5年間で患者数が最も多くなっています。かかっているのは男性が8割で特に20歳から40歳代の風しんワクチンを受ける機会がなかった人が多く感染しています。

す。例年、春先から夏にかけて流行する風しんが冬に大流行しており、今後ともさらなる流行が懸念されています。

風しんのこわさは、妊娠初期の女性がかかると胎児に感染し、「先天性風疹症候群」という重い障がい赤ちゃんに引き起こすことがあるからです。風しんの予防接種を1回または全く受けていない人は、ぜひ受けましょう。



母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。

- とき 3月6日、13日、27日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 必要なもの 妊娠届出書（ある人のみ）

予防接種



■BCG予防接種

- ▷4か月健診のときに一緒に行います
- ▷接種期間 生後6か月未満
- ▷ところ 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
3月14日（木）	午後1時30分から2時まで

忘れていませんかワクチン接種！！

■MR（麻しん・風しん）予防接種

麻しん（はしか）・風しんの予防接種を次の対象者の人に通知しています。通知がきた人は必ず接種しましょう。3月30日を過ぎると有料になりますので、まだ接種が済んでいない人は早めに予防接種を受けましょう。また、予診票を失くした人は役場保険健康課もしくは総合福祉センター保健棟にて配布します。

▷接種の仕方…かかりつけの医療機関に電話で予約し接種してください。

▷対象者

	対象者
Ⅱ期（年長学年齢）	平成18年 4月 2日から 平成19年 4月 1日生まれ
Ⅲ期（中学1年）	平成11年 4月 2日から 平成12年 4月 1日生まれ
Ⅳ期（高校3年）	平成 6年 4月 2日から 平成 7年 4月 1日生まれ

▷接種期間…平成25年3月30日（土）まで接種期間を過ぎると有料になり10,000円程度の料金が発生します。この機会にぜひ接種しておきましょう。

子ども

クッキング



親子で楽しく料理をしましょう。

- とき 3月26日（火）午前9時30分から午後1時まで
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 対象者 町内在住の小中学生及びその保護者
- 募集人員 30人
- 参加費 無料
- 持ってくるもの エプロン
- 申し込み期限 3月19日（火）までに電話でお申し込みください。

参加者募集

●保険料の納付は口座振替が便利でおトクです

国民年金の保険料はお支払方法によっておトクな割引料金が設定されています。口座振替は納め忘れがなく、前納割引額もアップします。引き落とし方法は下記より選ぶことができます。

- ① 1年分の前納（4月から翌年3月分）
- ② 半年分の前納（4月から9月分、10月から翌年3月分）
- ③ 毎月（早割）※納付期限よりも1か月早く口座振替
- ④ 毎月（割引なし）



口座振替のお申し込みには、基礎年金番号が確認できるもの（年金手帳・納付書など）、預金通帳、金融機関届出印が必要です。詳しくは役場保険健康課保険年金班または直方年金事務所までお問い合わせください。

●前納割引制度 申し込みはお早めに

◆◆ 平成 25 年度保険料納入額 ◆◆

	現金納付	口座振替
毎月（翌月末）	15,040 円	15,040 円
毎月（当月末）	15,040 円	14,990 円 (50 円割引)
半年分前納	89,570 円 (730 円割引)	89,210 円 (1,030 円割引)
1 年分前納	177,280 円 (3,200 円割引)	176,700 円 (3,780 円割引)

※金額は平成 25 年度の予定額です。

新規に口座振替での前納を希望される場合は、事前の申し込みが必要です。前納振替日は4月末日および10月末日ですが、口座振替の手続完了までに時間を要するため、申し込み前にご確認ください。手続が間に合わなかった場合は次回の前納振替月までは毎月の振替になることがあります。詳しくは役場保険健康課または直方年金事務所までお問い合わせください。

●障害基礎年金を受給中の 60 歳未満の人へ

障害基礎年金の受給権がある人は、国民年金法の規定により国民年金の保険料が免除されます（法定免除）。60歳未満で新規に障害基礎年金の受給権を得た人は、基礎年金番号が確認できるもの（年金手帳や納付書）、年金証書、認印を持参のうえ、役場保険健康課または年金事務所で免除の手続をしてください。

法定免除に該当する場合の保険料は、既に納付されたものと前納されたものを除き、受給権を得た月の前月から納付を要しないものとされています。したがって、遡って障害基礎年金の受給権を得た場合には、受給権発生日以降に納付されていた保険料（受給権を得た月の前月以降の保険料に限る）については還付することになります。

なお、還付対象の保険料について特に納付を希望される場合は、追納制度によって納付済み期間とすることもできます。詳しくは窓口でお尋ねください。

*** 問い合わせ ***

役場保険健康課保険年金班 ☎42-2111 内線 201
直方年金事務所 ☎22-0891
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
IP 電話・PHS からは ☎03-6700-1165

